

## 令和5年度第2回空き家等対策部会 議事要旨

WEB 開催 (R6.2.6 13:30~15:15)

### 【1 開 会】

- ・ 司会：事務局（宮城県土木部住宅課）

### 【2 議 題】

#### 1) 宮城県の取組状況について

説明：宮城県土木部住宅課

以下の内容を説明。

- みやぎ空き家ガイドブックについて  
ガイドブックの活用方法、内容について紹介。
- 空き家セミナーについて（開催報告）  
計 102 名の方に参加いただいた。

#### 2) アットホームの取組紹介

説明：アットホーム株式会社

以下の内容を説明。

- 全国版空き家・空き地バンクについて  
・ コロナ禍以降、テレワークの普及や二地域居住などライフスタイルの多様化に伴い、空き家物件への関心が高まっている。

#### 3) 国土交通省から情報提供

説明：国土交通省 住宅局

以下の内容を説明。

- 改正空家法の施行について
  - ・ 空家等活用促進区域の設定にあたっては、空き家部局のほか様々な部局と連携する必要がある。
  - ・ 空家等管理活用支援法人の役割としては、空き家所有者等に寄り添うサポート（相談対応、活用・管理）と自治体に寄り添うサポート（普及啓発・所有者探索）がある。既に全国で2自治体が指定をしている。

#### 4) 宮城県司法書士会から情報提供

説明：宮城県司法書士会

以下の内容を説明。

○相続登記申請義務化について

- ・今年4月1日から相続登記申請が義務化される。施行後すぐに相続登記が必要なのではなく、3年以内に申請が必要となるので注意。
- ・相続登記ができない「正当な理由」は、相続人が認知症である、海外など遠方にいるなどである。

○空き家問題に対する宮城県司法書士会の取り組みについて

### 【3 閉 会】